

長瀬町の障害者福祉サービスガイド (概要版)

ごあんない

- 1 本書の内容は特に記載のない限り令和8年4月1日現在のものです。
- 2 各福祉サービス制度の内容については、概要について簡潔にまとめたものです。記載されていない制度などもありますので、詳しい内容については、直接窓口等におたずねください。
- 3 所在地、電話番号などについては、できるだけ最新のものを掲載していますが、編集時以降に変更等される場合がありますのでご注意ください。

令和8年4月

長瀬町福祉介護課



長瀬町公式マスコットキャラクター

とろにゃん

1 障害者手帳制度

障害者手帳を取得すると、さまざまな福祉サービスを利用する際に活用できます。

ア 身体障害者手帳

対象者 視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体（上肢・下肢・体幹・脳原性運動機能）、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓機能に永続する障害がある方。

内容 障害程度によって1級～6級に区分され、知事が交付します。

相談窓口 長瀬町福祉介護課（※指定医師の診断書必要の為、事前に用紙を受取に来庁してください。）

イ 療育手帳（みどりの手帳）

対象者 児童相談所又は埼玉県総合リハビリテーションセンター（知的障害者更生相談所部門）等で判定を受け、知的障害と認定された方。

内容 障害程度などが記入され、知事が交付します。

相談窓口 長瀬町福祉介護課

ウ 精神障害者保健福祉手帳

対象者 統合失調症、そううつ病、てんかん、発達障害、高次脳機能障害及びその他の精神疾患を有する方で、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方。

内容 障害程度によって1～3級に区分され、知事が交付します。

相談窓口 長瀬町福祉介護課（※指定医師の診断書必要の為、事前に用紙を受取に来庁してください。）

2 相談支援

（1）生活相談・援護の窓口

ア 長瀬町福祉介護課

長瀬町にお住まいの障害者及び障害児の福祉について、情報提供、相談指導、援護を行うなど総合的な福祉サービス提供の窓口となっています。

電 話 0494-66-3111

イ 秩父福祉事務所

管内にお住まいの方の生活保護等の相談指導、援護などの福祉サービスを提供し、町との連携のもとに住民福祉の充実を図っています。

電 話 0494-22-6228

ウ 秩父保健所

感染症や難病に関する相談や子どもの心の健康相談を行っています。また、精神保健に関する普及啓発や相談の受付、精神障害者の社会復帰対策等の精神保健福祉サービスを市町村と連携して提供しています。

電 話 0494-22-3824

エ 熊谷児童相談所

18歳未満の児童の養育、発達に関する相談に応じ、児童の心理判定、一時保護等を実施し、それぞれの問題解決に必要な指導援助を行っています。

電 話 048-521-4152

オ 相談支援事業

障害者（児）及び保護者、介護を行っている方々からの相談に応じて、必要な情報の提供及び助言を行います。

[主な事業内容]

- ・各種福祉サービスの利用に関する助言・援助・調整
- ・権利の擁護のために必要な支援
- ・専門機関の紹介

対 象 者 障害者（児）及び保護者、障害者（児）の介護を行っている方など

相談窓口 ◎秩父障がい者総合支援センター フレンドリー カナの会

身体障害関係 電 話 0494-26-7102

◎秩父障がい者総合支援センター フレンドリー 清心会

知的障害関係 電 話 0494-21-7171

◎地域生活支援センター アクセス

精神障害関係 電 話 0494-24-1025

カ 高次脳機能障害に関する相談窓口

埼玉県では、高次脳機能障害でお困りの方からの相談に対応する「総合相談窓口」を設置しています。面接・訪問相談も行っていますので、気軽に相談してください。

相談窓口 埼玉県高次脳機能障害者支援センター 電 話 048-781-2236（相談専用）

総合リハビリテーションセンター内 住所：上尾市西貝塚148-1

※高次脳機能障害に関連するパンフレット・参考図書は総合リハビリテーションセンターのホームページに掲載されています。

（２）職業相談・職業紹介の窓口

ア 秩父公共職業安定所（ハローワーク）

障害者の就労等について、専門の担当者が相談・紹介を行っています。

障害者が求職申込みをすると、障害の状況、技能、知識、適性、希望職種等が登録され、就職から就職後のアフターケアまで一貫したサービスを行っています。

電 話 0494-22-3215

イ 秩父障がい者就業・生活支援センター キャップ

雇用、保健、福祉、教育等の関係機関と連携しながら、障害者の就業及びそれに伴う生活に関する指導・助言、職業準備訓練のあっせんなど、障害者の職業生活における自立を図るために必要な支援を行っています。

電 話 0494-21-7171

(3) 緊急時（事件・事故）の連絡先

対象者 聴覚に障害がある方、又は言葉が話せない方

内 容

ア 110番アプリシステム

聴覚に障害がある方など、音声による110番通報が困難な方がスマートフォンなどを利用して、文字や画像で警察へ通報可能なシステムです。

スマートフォンに専用のアプリケーションプログラムをダウンロードし、氏名、電話番号、パスワード等を登録することで利用できます。

メール110番は令和8年3月31日で終了しました。

イ ファックス110番

聴覚に障害がある方・言葉が話せない方が、事件や事故にあったとき、ファックスを利用して緊急通報を受理します。

FAX 0120-264-110

問合せ 埼玉県警察本部地域部通信指令課

〒330-8533 さいたま市浦和区高砂3-15-1

電 話 048-832-0110

3 医 療

ア 自立支援医療（育成医療）の給付

対象者 18歳未満で肢体不自由、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声言語・そしゃく機能障害、内蔵障害、免疫機能障害等があり、確実な治療効果が期待できる方

内 容 指定医療機関において医療を受ける場合に給付が受けられる制度で、事前申請を原則とします。

なお、1割の自己負担があります。ただし、所得水準に応じて負担額の上限が設定されています。また、一定所得以上は疾患の状態により対象外となることがあります。

相談窓口 長瀬町福祉介護課

イ 自立支援医療（更生医療）の給付

対象者 18歳以上で身体障害者手帳をもっている方で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる方。

内 容 身体の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療を都道府県が指定した医療機関で受けた場合に90%を医療保険及び公費で負担します。

（角膜手術、関節形成手術、外耳形成手術、心臓手術、血液透析療法、じん移植術、肝臓移植術等）

なお、1割の自己負担ですが、所得水準に応じて負担上限額の設定が有り、一定の所得以上は対象外となります。

相談窓口 長瀬町福祉介護課

ウ 自立支援医療費（精神通院医療）の給付

対象者 精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する方で、通院による精神医療を継続的に要する方

内容 精神の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療を、都道府県が指定する医療機関で受けた場合に医療費の90%を医療保険及び公費で負担します。

なお、1割の自己負担があります。ただし、所得水準に応じて負担の上限額が設定されています。また、一定の所得以上は疾患の状態により対象外となることがあります。

相談窓口 長瀬町福祉介護課

エ 重度心身障害者医療費助成制度

対象者 (ア) 身体障害者手帳1級～3級を持っている方
(イ) 療育手帳㊤、A、Bを持っている方
(ウ) 精神障害者保健福祉手帳1級～2級を持っている方
(エ) 65歳以上で、高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表各号に掲げる障害にある旨の埼玉県後期高齢者広域連合又は町長の認定を受けている方
(オ) 前記(ア)(イ)(ウ)に規定する障害程度で、特別の理由により手帳を所持していない方

※65歳以上の新規手帳取得者等は対象外。

※新規申請者を対象に、特別障害者手当の所得基準に準拠した所得制限を導入

内容 医療保険の適用される医療費のうち、その保険適用後の一部負担金から高額療養費、附加給付、他法負担分等を控除した額を助成します。

※精神2級の方は精神通院のみ対象。

相談窓口 長瀬町町民課

4 日常生活の支援

(1) 補装具・日常生活用具

ア 補装具費の支給

身体障害者(児)の失われた部位や障害のある部分を補完又は代替して、日常生活を容易にするために、次の補装具の購入又は修理に要した費用について、補装具費の支給を行っています。(代理受領による現物給付も可能)。原則として、購入等費用の1割の自己負担が必要ですが、所得水準に応じて負担の上限額が設定されています。また、一定所得以上は対象外となります。

〔補装具の種類〕

視覚障害者用 …………… 視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡

聴覚障害者用 …………… 補聴器、人工内耳(音声信号処理装置修理のみ)

肢体不自由者用 …………… 義肢、装具、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、座位保持装置、重度障害者用意思伝達装置

※児童のみの物(排便補助具、座位保持いす、起立保持具、頭部保持具)

また、平成30年4月から、一部の補装具については、借受けに要した費用についても、補装具費の支給を行うこととなりました。

〔借受けの対象品目〕

①義肢、装具、座位保持装置の完成用部品

②重度障害者用意思伝達装置の本体

③歩行器

④座位保持椅子

なお、支給には次のとおり一定の要件があります。

①身体の成長に伴い、短期間で補装具等の交換が必要であると認められる場合

②障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合

③補装具の購入に先立ち、複数の補装具等の比較検討が必要であると認められる場合

相談窓口 長瀬町福祉介護課

イ 日常生活用具の給付

在宅の重度の障害者（児）に対し、日常生活を容易にするため、重度障害者（児）用の日常生活用具の給付を行っています。原則、購入費用等の1割が自己負担ですが、所得水準に応じた負担上限額が設定されています。

種目		障害及び程度
介護・訓練支援用具	特殊寝台 (者のみ)	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者
	特殊マット	者：下肢又は体幹機能障害1級若しくは知的障害の重度又は最重度の障害者 児：下肢又は体幹機能障害2級以上若しくは知的障害の重度又は最重度の障害児 (常時介護を要し、3歳以上の障害者等に限る。)
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級の障害者等 (常時介護を要する障害者等で、学齢児以上に限る。)
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者等 (入浴に当たって、家族等他人の介助を要する障害者等に限る。)
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者等 (下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する障害者等で、3歳以上に限る。)
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者等 (3歳以上の障害者等に限る。)
	訓練いす (児のみ)	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児(3歳以上の障害児に限る。)
	訓練用ベッド (児のみ)	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児 (学齢児以上の障害児に限る。)
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害の障害者等 (入浴に当たって、家族等他人の介助を要する障害者等に限る。)
	便器	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者等 (学齢児以上の障害者等に限る。)
	T字 木材	下肢又は体幹機能障害の障害者等

	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う障害者等	
	盲人用体温計 (音声式)	視覚障害2級以上の障害者等 (障害者等のみの世帯又はこれに準ずる世帯で、学齢児以上に限る。)	
	盲人用体重計 (者のみ)	視覚障害2級以上の障害者 (障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る。)	
	盲人用血圧計	視覚障害2級以上の障害者等 (障害者等のみの世帯又はこれに準ずる世帯で、学齢児以上に限る。)	
	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装着が必要な障害者等	
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能又は肢体不自由であって、発生・発語に著しい障害を有する障害者等	
	情報・通信支援用具	上肢機能障害2級以上若しくは視覚障害2級以上の障害者等 (周辺機器を利用しなければパソコンの使用が困難な障害者等で、学齢児以上に限る。)	
	点字ディスプレイ (者のみ)	視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級以上であって、必要と認められる重度重複障害者	
	点字タイプライター	視覚障害2級以上の障害者等 (就学若しくは就労しているか又は就労が見込まれる障害者等に限る。)	
	点 字 器	標準型A	視覚障害2級以上の障害者等
		標準型B	(学齢児以上の障害者等に限る。)
		携帯用A	
		携帯用B	
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	録音再生	視覚障害2級以上の障害者等 (学齢児以上の障害者等に限る。)
		再生専用	
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上の障害者等 (学齢児以上の障害者等に限る。)	
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害であって、本装置により文字等を読むことが可能になる障害者等		
盲人用時計 (者のみ)	触読	視覚障害2級以上の障害者等	
	音声	視覚障害2級以上であって、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な障害者等	
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は発生・発語に著しい障害があり、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる障害者等(学齢児以上の障害者等に限る。)		
聴覚障害者用情報	聴覚障害であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる障害者等		

	受信装置	
	人口	笛式 喉頭摘出の障害者等
	喉頭	電動式 喉頭摘出の障害者等 (職業上又は学校教育上、真に必要と認められる障害者等で、学齢児以上に限る。)
	視覚障害者用ワー ドプロセッサ ー (共同利用)	視覚障害者等 (学齢児以上の障害者等に限る。)
	視覚障害者用地デ ジ放送対応ラジ オ	視覚障害2級以上の障害者等
	点字図書	主に情報の入手を点字によっている視覚障害者等
	文字放送ラジオ	聴覚障害者(児)のうち、文字による情報を必要とする者
排 泄 管 理 支 援 用 具	ス ト マ	蓄便袋 腸管の切除によって肛門からの排便が困難となり腹部に人工肛門を設け排泄を行っている 障害者等 (3歳以上の障害者等に限る。)
	装 具	蓄尿袋 膀胱の切除によって膀胱からの排尿が困難となり腹部に人工膀胱を設け排泄を行っている 障害者等 (3歳以上の障害者等に限る。)
		紙おむつ ①脳原性運動機能障害2級以上若しくは脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿又は排 便の意思表示が困難で必要性があると認められる障害者等 ②治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ用装具を装着することができない者並びに先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因 する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者及び先天性鎖肛 に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害がある者で必要性があると認められる 障害者等 (3歳以上の障害者等に限る。)
収 尿 器	男子用A	脊髄損傷等による排尿障害(特に失禁のある場合)により、自分の意思での排尿コントロー ルが困難で必要性があると認められる障害者等 (3歳以上の障害者等に限る。)
	男子用B	
	女子用A	
	女子用B	
住 宅 改 修 費	居室生活動作補助 用具	下肢、体幹機能障害又は脳性麻痺等脳原性運動機能障害(移動機能障害に限る)を有し、障 害等級3級以上の障害者等 (学齢児以上の障害者等に限る。特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の障 害者等。)

相談窓口 長瀬町福祉介護課

(2) 住宅（住まい）

ア 重度障害者居宅改善整備費補助

対象者 下肢又は体幹に障害のある、障害程度1、2級の身体障害者手帳所持者で所得が一定基準以下の方（詳細は、窓口でおたずねください。）

内容 重度身体障害者の日常生活の環境改善、介護者の負担の軽減及び自立更生を促進するため、居宅の一部を障害に応じて改造する場合、1件あたり36万円の範囲内でその2/3（生保世帯10/10）を補助します。ただし、他の補助制度による工事等については、対象とならない場合もあります。

相談窓口 長瀬町福祉介護課

イ 県営住宅の家賃減額

内容 県営住宅の入居者で、一定の基準を満たす低所得世帯については申請により家賃が減額される場合があります。

相談窓口 埼玉県住宅供給公社 県営住宅課

電話 048-829-2875 / FAX 048-825-1822

(3) 在宅支援

ア 訪問入浴サービス

対象者 在宅の身体障害者

内容 入浴が困難な方のために、訪問により居宅での入浴サービスを提供します。原則、費用の1割が自己負担です。

相談窓口 長瀬町福祉介護課

イ 障害児（者）生活サポート事業

対象者 在宅の障害児（者）、身体・知的及び精神障害者で、利用対象者として町に登録をした方。

内容 障害者の生活に合わせ、登録された民間のサービス団体が障害者の一時預かり、介護人の派遣、障害者の送迎・外出援助等の介護サービスを行います。利用にあたっては、利用料と利用時間の上限があります。

相談窓口 長瀬町福祉介護課

ウ 日中一時支援事業

対象者 在宅の障害児（者）、身体・知的及び精神障害者で、利用対象者として町に登録をした方。

内容 介護家族の一時的な休息等を目的として、日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための訓練等の必要な支援を行います。（障害程度に応じた利用料負担あり。）

相談窓口 長瀬町福祉介護課

エ 福祉サービスの利用援助（あんしんサポートねっと）

対象者 認知症高齢者、知的・精神障害者等で、福祉サービス利用等に関し援助を必要としている方。

内容 見守り、福祉サービスの利用手続きや利用料の支払い、年金等の受領、生活費のお届け等援助を、定期的に生活支援員を派遣して行います。（援助は有料です。生活保護世帯は無料）

相談窓口 権利擁護センター（社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会）

5 社会参加

(1) 行動範囲の拡大

ア 福祉タクシー利用料金の助成

- 対象者** 身体障害者手帳1、2級の方及び療育手帳④、Aの方
- 内 容** 在宅の重度障害者にタクシー利用券を交付し、初乗り運賃相当を助成します。年1人28枚。
- 相談窓口** 長瀬町福祉介護課

*イの心身障害者自動車等燃料費の給付との、重複給付はできません。

イ 心身障害者自動車等燃料費の給付

- 対象者** ①下肢又は体幹に障害のある障害程度4級以上の身体障害者手帳所持者
②療育手帳の交付を受けた者、又は同居している同一生計者
- 内 容** 在宅の障害者又は家族が障害者のために使用する自動車等の燃料費の一部を給付します。
給付（上限）額：自動車の場合：1か月につき1,000円
オートバイの場合：1か月につき250円
ただし、1か月の燃料購入額が給付金の額を下回る場合は、その額が限度。

相談窓口 長瀬町福祉介護課

*アの福祉タクシー利用券との、重複給付はできません。

ウ 運転免許取得費用の補助

- 対象者** 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者
- 内 容** 障害者が就労等社会参加のために、運転免許を取得しようとする場合、取得費の一部を補助します。助成は基準額18万円の2/3を上限とします。(ただし、所得制限があります。)
- 相談窓口** 長瀬町福祉介護課

エ 自動車改造費用の助成

- 対象者** 身体障害者手帳の所持者で就労等に伴い、自らが所有し運転する自動車の操行装置等の一部を改造する必要がある者。
- 内 容** 身体障害者の自立更生を促進するため、就労などのために使用する自動車の改造費の一部を補助します。助成は、10万円の範囲内です。(ただし、所得制限があります。)
- 相談窓口** 長瀬町福祉介護課

オ 難病患者通院費補助金

- 対象者** 住民基本台帳法により登録され本町に居住している者で難病の治療のため町外に通院している患者とその介護者。ただし、生活保護法により医療扶助を受けている者は除きます。
- 内 容** 難病の早期治療を図るため、通院に要する交通費を助成します。
助成額：自動車 10円/1km 鉄道・バス 実費額の80/100

相談窓口 長瀬町福祉介護課

カ 移動支援事業

対象者 在宅の障害児（者）、身体障害者、知的障害者及び精神障害者で、利用対象者として町に登録をした方。

内容 地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とし、屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行います。

なお、利用にあたっては、障害の程度に応じた利用料負担があります。

相談窓口 長瀬町福祉介護課

キ 福祉有償運送

福祉有償運送とは、NPO法人や社会福祉法人などの非営利法人が、会員登録した要介護者、身体障害者等、公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象に、通院、レジャー等を目的に有償で行う車両による移送サービスで、町内事業者では長瀬町シルバー人材センターで実施しています。

対象者 ① 要支援者、要介護者及び身体障害者に認定され、単独では移動することが困難な者

② 高齢者等で身体に障害があり、単独では移動することが困難な者

※ 上記いずれも、福祉有償運送利用会員登録審査委員会で承認された者

利用料金 距離運賃と時間運賃の合計が利用者負担となります。

相談窓口 長瀬町シルバー人材センター 電話 0494-66-0948

ク 在宅酸素療法者酸素濃縮装置利用補助金

対象者 呼吸器機能障害になり酸素濃縮装置を使用している在宅酸素療法治療者。

内容 酸素濃縮装置の使用に要する電気料の一部を補助しています。

助成額：1,500円/月

相談窓口 長瀬町福祉介護課

（２）社会活動の助長・援助

ア 手話通訳者の派遣

対象者 聴覚又は音性・言語機能に障害のある方

内容 各種の手続きや相談等がスムーズに行われるよう手話通訳者を派遣します。

相談窓口 長瀬町福祉介護課

※派遣については、下記に直接申し込みください。

埼玉聴覚障害者情報センター

電話 048-814-3353 / FAX 048-814-3354

イ 要約筆記者の派遣

対象者 聴覚障害者団体及び聴覚障害者

内容 会議などで発言の内容を要約する、要約筆記者を派遣します。

相談窓口 長瀬町福祉介護課

※派遣については、下記に直接申し込みください。

埼玉聴覚障害者情報センター

ウ 盲ろう者通訳・介助員の派遣

- 対 象 者** 視覚と聴覚の障害が重複し、「身体障害者手帳」に1級又は2級と記載されている方
- 内 容** 各種手続きや交流会、会議などでの通訳及び日常生活での外出時の介助を行う通訳・介助員を派遣します。
- 相談窓口** 埼玉盲ろう者友の会 派遣事業担当
電 話・FAX 048-823-7080

6 経済的支援

(1) 手当・年金等

ア 特別児童扶養手当

- 対 象 者** 精神又は身体に一定の障害がある20歳未満の児童を育てている方のうち、主として家計を維持する方。(里親を含みます)
- 障害のある児童とは、「児童の障害の基準」のいずれかの障害の状態に該当する児童をいいます。
- ※申請する方やその配偶者、及び同居等生計を同じくする扶養義務者（申請者の直系血族、兄弟姉妹）の所得により、手当の支給が停止になることがあります。
- ※次の場合には手当を受けられません。
- a 申請する方や児童が日本国内に住所を有しないとき
 - b 児童が障害による公的年金を受けられるとき
 - c 児童が児童福祉施設等に入所しているとき
- 内 容** 手当は1年に3回、4月（12～3月分）、8月（4～7月分）、11月（8～11月分）に4か月分ずつ支払われます。
- 申込窓口** 長瀬町健康こども課

イ 特別障害者手当等

① 障害児福祉手当

- 対 象 者** 20歳未満であって、身体障害者手帳の1級及び2級の一部の方、療育手帳④の方、並びに常時介護を要する精神障害者その他これと同程度の方。ただし、障害を支給事由とする年金を受給している方及び施設に入所中の方は除きます。

② 特別障害者手当

- 対 象 者** 20歳以上であって、精神又は身体の重度の障害により日常生活において常時特別の介護を要する状態にある方（国民年金1級程度の障害が重複する方及びそれと同程度以上と認められる方）。ただし、施設に入所中の方及び継続して3か月を超えて病院等に入院している方は除きます。

*上記①、②の手当は、3か月まとめて2・5・8・11月に支払いますが、障害者本人と扶養している方について、一定額以上の所得がある場合には支給停止となります。

- 申込窓口** 長瀬町福祉介護課

ウ 在宅重度心身障害者手当

- 対象者** (ア) 身体障害者 身体障害者手帳が1級又は2級の方
(イ) 知的障害者 療育手帳が㊸又はAの方
(ウ) 精神障害者 精神障害者保健福祉手帳が1級の方
(エ) 超重症心身障害児
(オ) その他 特別児童扶養手当の支給に関する法律施行令別表第1に定める程度の方
- ※申請時の年齢制限あり。
※ただし、以下の方には支給を行いません。
- a 特別障害者手当、障害児福祉手当及び経過措置による福祉手当を受給している方
 - b 施設に入所している方
 - c 前年の所得により、住民税が課税されている方

内容 月額5,000円を、9月と3月に半年分をまとめて支払います。

窓口 長瀬町福祉介護課

エ 心身障害者扶養共済制度

- 対象者** 加入対象者は心身障害児・者の保護者で、次の要件に該当する方。
- (ア) 年齢は毎年度の4月1日時点で65歳未満であること
 - (イ) 加入時、県内に住所があること
 - (ウ) 特別の疾病又は障害がなく、生命保険に加入可能な健康状態であること
 - (エ) 障害のある方が次のいずれかに該当すること
 - a 知的障害
 - b 身体障害者手帳1級から3級
 - c 精神又は身体に永続的な障害のある方で、その障害の程度が上記と同程度と認められる方

内容 加入者は、毎月掛金（加入時の加入者の年齢により1口9,300円～23,300円）を納めます。（所得、年齢と加入期間により掛金が減額、免除される場合があります。）
加入者が死亡又は重度障害の状態になった場合、障害児・者に年金（1口当たり月額20,000円）が支給されます。

また、加入者より障害児・者が先に死亡した場合には弔慰金が支給されます。（加入期間が1年未満の場合は、支給されません。）

障害児・者1人に対して2口まで加入できます。

窓口 長瀬町福祉介護課

オ 障害基礎年金

対象者・内容 （受給要件）

- 1 障害の原因となった病気やけがの初診日が次のいずれかの間にあること。
 - ・国民年金加入期間
 - ・20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で年金制度に加入していない期間。
- 2 初診日において、保険料の納付要件を満たしていること。なお20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は納付要件不要。

- 3 障害の状態が、障害認定日または20歳に達したときに、障害等級表に定める1級または2級に該当していること。(注) 障害手帳の等級とは別になります。(障害等級表参考)
 ※障害認定日に障害の状況が軽くても、その後重くなったときは障害基礎年金を受けとれる場合があります。(事後重症による請求)

相談窓口 日本年金機構秩父年金事務所 0494-27-6560
 長瀬町町民課

カ 障害厚生年金

対象者・内容 (受給要件)

- 1 厚生年金保険の被保険者である間に、障害の原因となった病気やけがの初診日があること。
- 2 初診日の前日において、保険料の納付要件を満たしていること。
- 3 障害の状態が、障害認定日または20歳に達したときに、障害等級表に定める1級または3級に該当していること。(注) 障害手帳の等級とは別になります。(障害等級表参考)
 ※障害認定日に障害が軽くても、その後重くなったときは所外障害基礎年金を受けとれる場合があります。(事後重症による請求)

相談窓口 日本年金機構秩父年金事務所 0494-27-6560
 長瀬町町民課

キ 障害手当金(一時金)

対象者・内容 (受給要件)

- 1 厚生年金保険の被保険者である間に、障害の原因となった病気やけがの初診日があること。
- 2 初診日の前日において、保険料の納付要件を満たしていること。
- 3 障害の状態が、次の条件全てに該当していること。
 - ・初診日から5年以内に治っていること。(症状が固定)
 - ・治った日に障害厚生年金を受けることができる状態よりも軽いこと。
 - ・障害等級表に定める障害の状態であること

相談窓口 日本年金機構秩父年金事務所 0494-27-6560
 長瀬町町民課

(2) 税の控除・非課税・減免

ア 所得税の障害者控除

対象者 納税者又はその控除対象配偶者や扶養親族に心身等の障害がある場合は、次の額の控除を受けられます。

内 容

障害の程度	(7) 1級、2級の身体障害者手帳をお持ちの方 (イ) 療育手帳A、Aをお持ちの方 (ウ) 1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	(7) 3級～6級の身体障害者手帳をお持ちの方 (イ) 療育手帳B、Cをお持ちの方 (ウ) 2級、3級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
控除額	所得金額から40万円が控除されます。	所得金額から27万円が控除されます。

	※同居している障害者を扶養している場合は、 75万円が控除されます。	
--	---------------------------------------	--

※(ア)、(イ)、(ウ)以外の方でも、障害者控除の対象となることがありますので、詳しくは下記の窓口までお問い合わせください。

相談窓口 秩父税務署 電話 0494-22-4433

ただし、所得税を給与から源泉徴収されている方は勤務先の給与担当者

イ 住民税の障害者控除

対象者 納税者又はその控除対象配偶者や扶養親族に心身の障害がある場合は、次の額の控除を受けられます。

内 容

障害の程度	(ア) 1級、2級の身体障害者手帳をお持ちの方 (イ) 療育手帳A、Aをお持ちの方 (ウ) 1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	(ア) 3級～6級の身体障害者手帳をお持ちの方 (イ) 療育手帳B、Cをお持ちの方 (ウ) 2級、3級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
控除額	所得金額から30万円が控除されます。 ※同居している障害者を扶養している場合は、 53万円が控除されます。	所得金額から26万円が控除されます。

本人の所得金額が135万円以下であるときは、非課税となります。

※(ア)、(イ)、(ウ)以外の方でも、障害者控除・非課税の対象となることがありますので、詳しくは下記の窓口までお問い合わせください。

相談窓口 長瀬町税務会計課

ただし、住民税を給与から源泉徴収されている方は勤務先の給与担当者

ウ 相続税の障害者控除

対象者 相続又は遺贈により財産を取得した法定相続人の方が心身に障害のある場合は、次の額の控除を受けられます。

内 容

障害の程度	(ア) 1級、2級の身体障害者手帳をお持ちの方 (イ) 療育手帳A、Aをお持ちの方 (ウ) 1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	(ア) 3級～6級の身体障害者手帳をお持ちの方 (イ) 療育手帳B、Cをお持ちの方 (ウ) 2級、3級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
控除額	85歳に達するまでの年数に20万円を乗じた金額を相続税額から控除します。	85歳に達するまでの年数に10万円を乗じた金額を相続税額から控除します。

※(ア)、(イ)、(ウ)以外の方でも、障害者控除の対象となることがありますので、詳しくは下記の窓口までお問い合わせください。

相談窓口 秩父税務署 電話 0494-22-4433

エ 自動車税の減免

対象者 (ア) 埼玉県内に住所を有し、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている方のうち、次ページ表「減免の対象となる障害の区分及

び級」に該当する障害を有する方

(イ) 上記(ア)に該当する方と生計を一にする方

内 容 上記対象者(ア)又は(イ)に該当する方が納税義務者であり、(ア)、(イ)に該当する方又は(ア)に該当する方を常時介護し一定の要件に該当する方が運転し、専ら障害者の通院、通学、通所又は生業のために使用され、埼玉県内のナンバーで正しく登録されている自動車については、定められた期間内に申請することにより、障害者一人につき自動車及び軽自動車のどちらか一台が減免されます。

※各手帳を交付申請中の方も仮申請ができます。

※詳しくは、下記の相談窓口までお問い合わせください。

相談窓口 自動車税事務所熊谷支所又は秩父県税事務所 課税担当

オ 軽自動車税の減免

対 象 者 (ア) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている方のうち、下表「減免の対象となる障害の区分及び級」に該当する障害を有する方

(イ) 上記(ア)に該当する方と生計を一にする方

内 容 上記対象者(ア)又は(イ)に該当する方が納税義務者であり、(ア)、(イ)に該当する方又は(ア)に該当する方を常時介護し一定の要件に該当する方が運転し、専ら障害者の通院、通学、通所又は生業のために使用されており、かつ正しく長瀬町が課税している軽自動車については、定められた期間内に申請することにより、障害者一人につき自動車及び軽自動車のどちらか一台が減免されます。

相談窓口 長瀬町税務会計課

減免の対象となる障害の区分及び級

		障害区分	障害の程度	
障害者手帳・戦傷病者手帳		視覚	1級～3級、4級の一部	
		聴覚	2級又は3級	
		平衡機能	3級	
		音声機能又は言語機能	3級(こう頭が摘出された場合に限る)	
		上肢	1級又は2級	
		下肢	1級～6級	
		体幹	1級～3級、5級	
		乳幼児期以前の非進行性	上肢機能	1級又は2級
		脳病変による運動機能	移動機能	1級～6級
		心臓	1級又は3級	
		じん臓		
		呼吸器		
		ぼうこう又は直腸の機能		
		小腸の機能	1級～3級	
		肝機能障害		
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能	1級～3級		

療育手帳	療育手帳㊿、A
精神障害者保健福祉手帳	1級かつ自立支援医療受給者証の交付を受けている方

(3) 公共料金の割引

ア JR（鉄道・バス）運賃の割引

対象者及び内容

区 分	割引乗車券の種 類	割引率	取扱区間
第1種 身体 障害者（介護付） 第1種 知的 障害者（介護付） 第1種 精神 障害者（介護付）	普通乗車券 定期乗車券 回数乗車券 普通急行券	5割	全 線
第1種及び第2種身体障害者（単独） 第1種及び第2種知的障害者（単独） 第1種及び第2種精神障害者（単独）	普通乗車券	5割	JR、連絡会社線および航路の片道の 営業キロが100kmを超えるもの
12歳未満の第2種身体障害児とその介護者 12歳未満の第2種知的障害児とその介護者 12歳未満の第2種精神障害児とその介護者	定期乗車券	5割	全 線

(注) 自動車線の定期乗車券については、割引率は3割で、小児定期乗車券は割引されません。

私鉄についても、同様の割引を行っておりますが、営業距離との関係で、その取扱いが異なる部分があります。詳しくは直接各社へお問い合わせください。秩父鉄道は、精神障害者保健福祉手帳所持者も運賃割引対象としています。

手続方法 手帳を提示して割引を受けます。なお、大人で第1種の手帳をお持ちの方が、介護者とともに乗車する場合には、御利用される乗車距離100kmまで、自動券売機で小児乗車券を購入し、乗車できます。(有人改札口を御利用のこと)

窓 口 各JR窓口

イ バス運賃の割引

対 象 者 (ア) 身体障害者手帳を持っている方
(イ) 療育手帳を持っている方
(ウ) 精神障害者保健福祉手帳を持っている方
(エ) 施設入所者（児）

内 容 県内を発着するバスを利用する場合、運賃の5割が割引されます。ただし、バスの定期券は3割引きです。(小児定期券は割引されません。)(第1種身体障害者、第1種療育手帳を持っている知的障害者及び要介護の施設入所者（児）は付添の方も割引になります。)※埼玉県内の一部のバス会社では、精神障害者保健福祉手帳（写真貼付）を持っている方も割引されるようになりましたが、バス会社によって割引制度が異なりますので、割引の詳細については各バス会社にお問い合わせください。

手続方法 手帳の呈示のみで割引が受けられます。ただし、施設入所者（児）として割引を受ける方は、施設長が発行するバス運賃割引証明書が必要です。

窓 口 各バス会社

ウ 国内航空運賃の割引

- 対 象 者** (ア) 身体障害者手帳を持っている満12歳以上の方
(イ) 療育手帳を持っている満12歳以上の方
※(ア)(イ)については、介護者への割引適用の有無は、各航空会社により異なります。
※(イ)の方は、町で療育手帳に割引対象者である旨の押印を受けてください。
(ウ) 精神障害者保健福祉手帳を持っている満12歳以上の方
※本人及び介護者への割引適用の有無については、各航空会社により異なります。

窓 口 各航空会社

エ タクシー料金の割引

- 対 象 者** 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者
内 容 利用時に上記手帳を提示することにより割引(1割)が受けられます。
相談窓口 各タクシー営業所

オ 有料道路通行料金の割引

- 対 象 者** ・全ての身体障害者が自ら運転する場合
・手帳の交付を受けている重度の身体障害者又は重度の知的障害者を乗せて、介護者が運転する場合(重度の身体障害者、重度の知的障害者は、JRにおける第1種身体障害者、第1種知的障害者と同じ範囲です。)
- 要 件 等** (ア) 障害者1人につき1台を事前に登録
(イ) 車種要件【自家用乗用自動車(定員10人以下)、自家用貨物自動車(定員4~10人で荷台との仕切りなし又は積載量500kg以下で仕切りがあるもの)】
(ウ) 所有者
a **障害者本人が運転する場合**(本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等が所有すること)
b **障害者本人以外の運転の場合**(障害者本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等)
上記の方が自動車を所有していないときは、障害者本人を継続して日常的に介護している者が所有すること
※リース車等で車検証の「所有者の氏名又は名称」欄等に法人名が記載されているもの、事業用車輛、外見上営業目的で使用していることが明らかなもの等は対象外です。
- (エ) 登録
割引を受けるには、事前登録が必要です。長瀬町福祉介護課窓口で、申請書に必要な事項を記入し、審査を受けてください。また、ETCを利用するには、ETC車載器等の登録が必要です。有効期間は、手続きを終了した日からその後の2回目の誕生日までです。
- 内 容** 割引率は5割以内で適用は、全国すべての有料道路
手帳の提示とETCでは通行方法が異なります。
(ア) **手帳提示の場合**(料金所係員に料金を支払う際に、手帳の必要事項が記載されている部分を提示するか、又は、手帳を係員に渡して自動車登録番号等の確認を受ける。)

- (イ) **E T Cの場合**（事前に登録した車載器とE T Cカードの組み合わせでE T Cレーンを通行します。E T C機器故障のときやE T Cレーンのない料金所では、手帳を提示して割引を受けてください。）

相談窓口 長瀬町福祉介護課

カ NHK放送受信料の減免

対象者及び内容

全 額 免 除	半 額 免 除
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が世帯構成員であり、世帯構成員全員が町民税非課税の場合	・ 視覚障害又は聴覚障害の身体障害者手帳をお持ちの方が世帯主で受信契約者の場合 ・ 身体障害者手帳（1級・2級）、療育手帳（ A ・A）、精神障害者保健福祉手帳（1級）をお持ちの方が世帯主で受信契約者の場合

手続方法 町で申請証明書に証明を受けるか、必要書類を整え直接NHK受信料窓口へ。

窓 口 NHKの受信料窓口

ク 携帯電話基本使用料等の割引

対 象 者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方

内 容 割引内容は、事業者により異なるので、詳しくは各携帯電話事業者にお問い合わせください。

窓 口 各携帯電話事業者

7 障害者の自立支援

(1) 障害者総合支援法とは

障害者総合支援法のポイント

- ① 障害者自立支援法の目的の改正及び基本理念が創設され、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）となった
- ② 制度の谷間を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加えた
- ③ 障害程度区分について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す障害支援区分に改めた
- ④ 障害のある人に対する支援、重度訪問介護の対象拡大、共同生活介護の共同生活援助への一元化

(2) 福祉サービスの体系

サービスは、個々の障害のある人の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定される「障害福祉サービス」と、町の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ、利用の際のプロセスが異なります。

サービスには、期限のあるものとないものがありますが、有期限であっても必要に応じて支給決定の更新（延長）ができる場合があります。

ア 障害福祉サービスの一覧

種類	サービスの名称	サービスの概要
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います
	自立生活援助	グループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人に、一定期間、本人の意思を尊重した地域生活に向けた適切な支援を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労継続支援（A型＝雇用型、B型＝非雇用型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力のために必要な訓練を行います
	就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労に移行した人に、一定期間、就労の継続を図るために必要な連絡調整その他の支援を行います。
	就労選択支援	就労移行支援等を利用する意向がある人等が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して本人の希望、就労能力や適性等にあった選択について支援を行います。

共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います
-----------------	-----------------------------------

※ 日中活動と住まいの場の組み合わせ

昼間のサービス（日中活動事業）と夜間のサービス（居住支援事業）に分けることにより、サービスの組み合わせを選択できます。事業を利用する際には、利用者別の個別支援計画が作成され、利用目的にかなったサービスが提供されます。

イ 地域生活支援事業

障害のある人が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な町を中心として以下の事業を実施します。

町は、地域で生活する障害のある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業形態での実施が可能となるよう、創意工夫により事業の詳細を決定し、効率的・効果的な取り組みを行います。

なお、対象者・利用料等の詳細については、町窓口にお尋ねください。

【市町村事業】

事業名	内容
相談支援事業	障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。2ページのオ 相談支援事業に相談窓口の連絡先を掲載しています。 また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣などを行います。
日常生活用具給付等事業	重度障害のある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター	障害のある人が通う創作的活動又は生産活動など体験の機会・場の確保等を進めると共に、緊急時に備えた相談・対応が出来るよう秩父地域1市4町で拠点の整備を進めています。
その他の事業	市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。 例：訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業、社会参加促進事業等

(3) 利用の手続き（支給決定までの流れ）

介護給付を希望する場合

- ① 相談・申し込み【相談支援事業者 又は 町】
- ② 利用申請
- ③ サービス等利用計画案の提出依頼
- ④ 障害支援区分認定調査
- ⑤ 概況調査

- ⑥ 医師意見書の聴取
- ⑦ 障害支援区分の一次判定（コンピュータ判定）
- ⑧ 二次判定【自立支援審査会で特記事項及び医師意見書等を参考にして判定】（審査会は、障害保健福祉をよく知る委員で構成されます。）
- ⑨ 障害支援区分※の認定（介護給付では区分1～6の認定が行われます。）
- ⑩ サービスの利用意向の聴取（必要に応じて、市町村審査会の意見を聴取します。）
- ⑪ サービス等利用計画案の提出
- ⑫ 支給決定
- ⑬ サービス等利用計画の作成

訓練等給付を希望する場合

- ① 相談・申し込み【相談支援事業者 又は 町】
- ② 利用申請
- ③ サービス等利用計画案の提出依頼
- ④ 障害支援区分認定調査
- ⑤ 概況調査
- ⑥ サービスの利用意向の聴取
- ⑦ サービス等利用計画案の提出
- ⑧ 暫定支給決定（障害支援区分認定は行わず、申請者へのサービスの暫定支給を決定）
- ⑨ サービス等利用計画の作成
- ⑩ 訓練・就労評価項目での評価及び個別支援計画の作成（一定期間、サービスを利用し、①本人の利用意思の確認 ②サービスが適切かどうかを確認。確認したら、評価項目にそった個別支援計画を作成し、その結果をふまえ本支給決定が行われます。必要に応じて、市町村審査会の意見を聴取します。）
- ⑪ 本支給決定

※障害支援区分とは

従来の障害程度区分について、障害者の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すよう改めたものです。

支援の必要度を表す6段階の区分（区分1～6：区分6の方が必要度が高い）です。支援の必要度に応じて適切なサービス利用ができるよう導入されました。

障害者の多様な特性を踏まえた判定が行われるよう80項目の調査を行い、市町村審査会での総合的な判定を踏まえて市町村が認定します。